暴力団等の排除に関する誓約事項及び同意事項

　当法人（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、給付金の申請時から、給付金受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないとともに、当該給付金を全額返還いたします。

　また、審査にあたって当社の事業内容の税務調査等を行うことに同意します。

　　申請者　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署又は記名押印）

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力又は関与している。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客受託営業」を行っている。

（６）宗教的又は政治的活動を主たる目的としている。

（７）法人が罰金の刑に処せられた場合又は個人が禁固以上の刑に処せられた場合は、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から1年を経過しない者

（８）公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた者又はその必要な措置が完了した日若しくはその納付が完了した日から1年を経過しない者